

平成二二三年一月一一日、横浜で、日本弁護士連合会主催の業務改革シンポジウムが開かれた。これは、文字通り、弁護士がその業務を改革していくために何をなすべきかを考えようというものであるが、その第二分科会のテーマが「地方自治体の自立と弁護士の役割（行政クレーマー、監査、議会を題材として）」であった。当時は、一五〇人程度の参加があればと考えていたが、途中で、自治体関係者の出席希望者が意外に多いことが判明し、会場の収容能力の関係から、弁護士以外の出席者を優先することにした。当日は、常時一八〇人程度（収容能力の限界）、延べで二四〇人程が参加する盛況となつた。

第二分科会では、行政クレーマー、監査、議会をテーマとして、（自称）専門家が基調報告を行い、学者、実務担当者、議員に弁護士を加えたパネリストが議論をした。自治体関係者の参加が多かつた理由については、行政クレーマーという題材が良かったのではないかという感想もあつたが、弁護士が何をやろう

としているのだろうかという好奇心もあったのかも知れない。ともあれ、弁護士の行動に関心をもつてくれる人たちが多いということは、それ自体歓迎すべきことである。この分科会では、シンポに並行して、無料の行政法律相談も企画したのであるが、相談案

件は、再任用に関するものとクレーマー対策の二件だけであり、若干意気込みを外された感じだった（昨年松山市で行った同様の企画では五件の相談があった）。

パネルディスカッションにおいても活発な議論が展開された。まず、監査に関しては、現状と問題点に始まり、総務省の三つの見直し案についてまで議論がなされたが、見直し案については、いずれも現実に機能しないおそれがあるので、更なる検討が必要だとの意見集約がなされた。議会に関しては、基本条例の制定が重要なのではなく、実践が必要であり、そのためには事務局の充実や専門家の利用が欠かせないと指摘のほか、議員提案条例の立案に際して長部局が協力している実例の紹介もなされた。行政クレーマー対策に関しては、情報公開条例における濫用禁止規定の制定や裁判所への仮処分の申立てなどの実例の紹介とともに、単純な住民至上主義を反省し、行政クレーマーに対する毅然とした対応が必要であるとの指摘がなされ、クレーマーに対抗できる知識・能力の育成とそれに直面する職員が相談できる体制を作っていくことが大切であることが強調されていた。

司法試験の合格者が急増し、その増えた分だけ弁護士の数が増加するという環境の中で、弁護士の業務の拡大の標的として自治体が挙げられてきたというのが実情のように思われるが、まず需要に応じられるだけの弁護士の数が多くなってきたことがあるようと思われる。

司法試験の合格者が急増し、その増えた分だけ弁護士の数が増加するという環境の中で、弁護士の業務の拡大の標的として自治体が挙げられてきたというのが実情のように思われるが、まず需要に応じられるだけの弁護士の数が多くなってきたことがあるようと思われる。

（弁護士）

続*弁*護*士*月*記

13

業改シンポ

橋本勇